

三重とこわか国体四日市市識別用品整備要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体（以下「本大会」という。）及び三重とこわか国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、四日市市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、運営に従事する者に係る識別用品の整備について、必要な事項を定める。

2 識別用品の整備

識別用品は、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備するものとする。ただし、実行委員会が必要と認めるときは、共催市実行委員会が識別用品を整備することができる。

3 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素、効率化を考慮して、次のとおりとする。ただし、配布対象者ごとの内訳は別に定める。

(1) 本大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ ジャンパー
- エ その他実行委員会が必要と認めるもの

(2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

4 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) 競技会係員
- (4) 競技会補助員
- (5) 選手、監督
- (6) 視察員、報道員等
- (7) その他実行委員会が必要と認めるもの

5 識別用品のデザイン

実行委員会が整備する識別用品のデザインは、本大会及びリハーサル大会それぞれにおいて、全競技共通のものとする。ただし、共催市町実行委員会又は競技団体が識別用品を整備する場合の識別用品のデザインについては、この限りではない。

6 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

7 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町と協議のうえ定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年7月16日から施行する。